

報告第13号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月5日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

足立区特別区税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年4月1日

足立区長 近藤 弥生

足立区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

足立区長 近 藤 弥 生

足立区条例第 2 9 号

足立区特別区税条例の一部を改正する条例

足立区特別区税条例（昭和 3 9 年足立区条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 7 条第 1 項中「、 3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて」、「軽自動車税について」及び「種別割によつて」を削り、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「または」を「又は」に、「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 3 8 条第 1 項中「軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を「買主を」に改め、同条第 2 項中「あつた」を「あった」に改め、「3 輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 3 8 条の 4 から第 3 8 条の 9 までを削る。

第 3 9 条（見出しを含む。）及び第 4 0 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 4 2 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「種別割」を「軽自動車税」に、「よつて」を「よつて」に改める。

第 4 3 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「なつた」を「なった」に、「あつて」を「あって」に、「第 3 3 号の 4 の 2 様式」を「第 3 3 号の 4 様式」に改

め、同条第2項中「あつた」を「あつた」に、「あつて」を「あつて」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第3項中「なつた」を「なつた」に、「あつて」を「あつて」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第4項中「あつた」を「あつた」に改める。

第44条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「よつて」を「よつて」に、「しなかつた」を「しなかつた」に改める。

第45条第1項中「なつた」を「なつた」に改め、同条第2項前段中「第445条、第38条の2第1号若しくは第38条の3又は第37条第3項ただし書」を「第445条又は第38条の2第1号、第38条の3若しくは第37条第2項ただし書」に、「よつて種別割」を「よつて軽自動車税」に、「なつた」を「なつた」に改め、同項後段中「種別割」を「軽自動車税」に、「第445条、第38条の2第1号若しくは第38条の3又は第37条第3項ただし書」を「第445条又は第38条の2第1号、第38条の3若しくは第37条第2項ただし書」に改め、同条第3項中「よつて」を「よつて」に、「または」を「又は」に改め、同条第5項中「または」を「又は」に改め、同条第6項中「前5項」を「前各項」に改め、同条第7項中「または第5項」を「又は第5項」に、「第8項または」を「次項又は」に、「または小型特殊自動車」を「又は小型特殊自動車」に改め、同条第8項中「なつた」を「なつた」に改め、同条第9項中「または第5項」を「又は第5項」に、「または小型特殊自動車」を「若しくは小型特殊自動車」に、「なつた」を「なつた」に、「または当該」を「当該」に、「若しくは」を「又は」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第11項及び第12項中「または」を「又は」に改める。

第46条（見出しを含む。）及び第46条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

付則第4条の4から第4条の8までを削る。

付則第5条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

付則第6条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項中「の種別割」を削り、「あつた」を「あった」に、「知つた」を「知った」に改め、同条第3項中「の種別割」を削る。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の足立区特別区税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（足立区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 足立区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年足立区条例第44号）の一部を次のように改正する。

付則第5条中「の種別割」を削る。